

## 129 第五回東京法学院討論会の光景

〔「法学新報」第一一〇号 明治三十三年五月二十日〕

## ○第五回東京法学院討論会之光景

去月二十九日午後一時より第三教場に於て開かる問題は立作太郎氏に乞ふて発表したるものにて「當時國の一方か國際條約を実施するに付き憲法上法律を必要とする場合に於て議會の協賛を得ざる為め該法律が成立せざるときは他方は之に対して國際法上條約履行の責に任せしむることを得るや」と云ふ我国の学者中之を論定したる者甚だ鮮く却て國法学者の國際上の觀点より之を研究したものを見る立先生提出の際僕等に謂へけらく

国法学者の説明は国際法の区域を侵蝕せるものなりと是より先き先生は国際法の講義に於て此の問題に論及して積極的に断案を下せり但し其の理由に付ては詳言する所なかりき故に当日満場何となく積極論の方勢力を得たるか如く討論者には下森久吉、山口倭馬、竹村多博重、小畠哲五郎、錦木研、村田次之吉、山本宮市及び院友岡崎熊三郎、小山哲四郎など云へる一騎当千の將士我も我もと論拠を堅め消極論者には中西彦太郎、西野守藏、布施嘉吉、中野祐、中村重藏、院友鈴木喜太郎等矢面に立ちて踏み止まり隙間もあらは敵の城壁を打崩さんとあせりけり左れと消極論者には後詰の兵も続かされは頼み少なく見えにける僕は予てより此形勢を知りたれとも消極説を信して疑はざる者はなれば又た一場の贅弁を弄して之れが殿りを為したれども到底我軍勢を挽回する能はざりき尚ほ当日戸水会長來会せらるゝ筈なりしか急用に迫られ又た花井、石山、ト部の諸先輩も大阪弁護士協会大会に赴かれし為め出席なかりしも近日独逸より帰朝したる中村進午先生は午後二時頃來会せられ出題者立先生も同四時過くる頃來会せられ討論終結の後立先生の説明ありて同六時散会せり立先生の説明を筆記したれば左に掲ぐ演説体を其儘にせるは当時の景況に髣髴たらしめんか為めなり読者請ふ僕の微衷を察せよ（大塚生記）

私は此の問題の提出者として一言茲に弁せなければならぬ責任ある者でありますか無論是れまで登壇せられた諸君は雄弁を鼓せられて詳しく論せられたること、存しますから今更私か贅言を添える必要はありますまいか併し之を出題致しました其の責

任の点より一言申上けて置きたいと思ふのです、所か私は過日來少々咽喉を痛めて居りまして講義の方も休んで居る位であるから長くシャベルことは許さぬ又た大声を出すことも出来ませぬドウカ此の位な声で御免を蒙りたい、全体此の問題に付て私は外に主論者となつて呉れる者があつたなら一方の主論者として意見を主張するか又たは学者の説を紹介するつもりでありますした然るに不幸にして種々心配せられたに拘らず中村君は非常に多忙だそウであります強えて願ふと云ふことも御迷惑な事でありますし且つ承れば私と同様の意見——無論理由は違ふ所もありましようか積極的の御意見だと云ふことであります故私が爰で一方の論を主張することが少しく都合が悪い様になりました尚ほ其の説明に入る前に御辞わり申して置かぬ事になりますて致し方なく両極論者を説明せねばならぬ事になります私は出題者として早くから来て諸君の御高説を承はるへき筈でありましたに已むを得ざる処より不時の取調べを頼まれまして三時には来られる筈だったのが殆んど一時間遅れまして諸君の御議論の大部分を伺ひ漏らしましたのは遺憾なのでありますデ大塚君と山本君の御説を拝聴しましたが其説に付て考へれば何れも劣らぬ論拠がある様でありますて敬服する点もありますた殊に私は積極論を採る者でありますから反対論者の驍将の大塚君の説に付ては傾聴して居りました先生は（満堂微笑）先づ第一に国際法上の問題なることを言はれました其の通りです国法学者が之を論じて居るのは實に不思議だと言はれたのは私も同感なのであります、それから履行の責に任せしむることを得

るやと云ふ点に付て当然損害賠償の問題に非らずと解釈せられたが之れは少し謂て置かねばならぬ事があるので即ち此の問題は國際法上の問題である國際法上責任あるや否やを聞くので之を責任あると致しました所が國法上は或は其の責任を尽すの道なきこともあるがも知れぬ、けれども國法上此の道かないからと云つて決して國際法上責任の有無を動かすものではない之に付ては詳しく述べて是の點に就いては大塚君は數千年来の沿革を引いて（大笑）大に説かれたか其の議論の要点は實に条件説でありまして即ち此の問題の如き場合には条件が成就せぬ議會の協賛を経て法律が出来ると云ふことが條約より生ずる義務の条件となつて居る然るに此の条件が成就せぬ故義務がないとコウ云ふのであります私の狭き学識に依りて知る範囲に於ては消極論としては此の外に考え及ばぬのであります或は此の外にも理屈を付けて述べられた方もありますか其れは存じませんが先づ消極説を探るには之が唯一の論拠である大塚君も此の説を探るので併し何故に条件が附て居ると云ふのであるか私は不幸にして此の点に関する大塚君の論旨を聞漏らしました条件説を主張するには何故に条件とするかを説明せなければなりません、山本君が条件説の本拠に切り込んで此の問題は畢竟意解釈問題である故に当事国双方たる者が条件附義務を負はんとの意思なりしことを證明せねば消極論は立つまいと云はれたのは至極同感で若し此の證明が出来なければ自ら壊れるかと思ふ

る積りであります色々学者の名前なぞは略しましてラバンドは曰く、エリネツクは曰くと云ふ様な事なしに述べましよう固より同じ論者の中でも理由とする所は千差万別でありますけれども要するに大同小異である小異はありますが大同である故に私は両論者の論拠に就て模範的議論を立て、見様と思ふのであります而して其の可否の判断に付ては諸君に一任致します

先づ消極論者の方の強い論拠を言ひましよう大塚君が説かれた  
丈では幾らか足らぬ所がある一寸爰に注意して置きますのは私  
が消極論の方を前に紹介するのは少し理由があることで消極  
論者に証明の責任即ち何故当事国の意思が条件附義務を生ずる  
にありしやを証明するの責任あるからである凡そ条約解釈の問  
題に付ては其の条約の文面通りに解釈しなければならんのであ  
ります今此の問題に付て考えて見ますれば文面通りにては其の  
義務を確定的に負はせるものに違ひない然るに条件説は別に何  
とも書いてなくとも其の条約を実行するに付て法律を必要とす  
る場合には議会の協賛を経て法律を作ることが条件であるとコ  
ウ云ふのであるから条約の解釈に関する一般原則の例外を主張  
するものと謂はねばならぬ而して例外を主張するには先づ自ら  
証明の責任を負はなければならんのは言を俟たんので從て此の  
消極論の方から御話しをする必要がある

消極論の方から御話しをする必要がある

義務を負ふと云ふことは其の国の憲法の許さる所である或は一步進めて憲法違反であると言ふ人もあるが是れは言ひ過ぎであらうと思はれるが少くとも憲法上不能である斯る憲法のある場合に其の国家が議会の協賛を必ぜずして確定的義務を負ふは不能の事に属すると云ふのが極めて重きを置かれて居るのであります

今一方の議論の立つ点即ち第二の論拠は国際法上条約を締結するに当り一方の国家は他方の意思外表に関する機関の権限及び其の権限に対する制限を知る義務あると云ふ元来国際法上の意思外表に関する国法の規定で其の権限を定め若くは其権限の制限を定むる場合は之を三つに分つことを得るのであります

第一、意思外表に関する権限を定むる所の国法上の法規即ち何人が外部に対して国際法上の意思外表を為すことを得るやを定むるの規定

第二、意思外表に対する制限を定むる所の国法上の規定例へば条約の批准に関して帝国議会の協賛を経なければならぬとするが如きもので国際法上意思外表をする者は元首の外にない唯た元首が此の意思外表をするに付て国法上先づ帝国議会の協賛を経べしと云ふ様な規定がある之れはホンの内部の制限であります

第三、意思外表に制限を加ふるに非ずして国際法上意思外表を為したる結果として権利義務を生ずる其の権利義務を実施するに付て国法上制限を付したる場合即ち例へば条約の締結は何等の制限がなく別に手続を要せぬけれども併し其の条約を実施する、条約上の義務履行には議会の協賛を経ることを必要とする之れは意思外表其者に対する制限ではなくして其の意思外表の結果に対する制限であります此の区別は大塚君もせられた様に聞取りました

右三種の場合の中で第三の場合が本問題に關係するので斯る国法上の制限ある国家と契約を締結するには其の制限のあることを知らなければならんと論ずるのであります

此の二個の立脚点に依りて消極論即ち言ひ換ゆれば条件説のからだが出来上るのである今此の国家の一方を名けて甲国と致しまして其の甲国の国法に於て条約を実施するに付て議会の協賛を必要とする、法律を必要とすると云ふ場合では第一の論拠として此の甲国が未だ議会の協賛を経ない前に確定的の義務を負ふことは其の憲法上不能である一国の機関たる者は不能なる事をする意思あるものと推定することを得ない故に甲国は決して此の不能なる事をする意思がない確定的の義務を負ふ意思がないものと推定しなければならぬ結局条件附の義務を負ふ意思あるに過ぎないと言ふ更に乙國の方より觀察して第二の論拠を楯とし乙國たる者は甲国の国法を知らなければならぬ義務がある従て甲国の憲法で条約を実施するに付て制限を附して居ることを乙國の方では知るものと看做すべきものである乙國は之を知るが上に平時關係に於ては一國は他の國家をして其の憲法に違反し若くは憲法上不能の事を為さしむることを欲せざる意思あるものと推定する、尚ほ又た第一の立脚点に立戻りて甲国は斯の如き憲法を有する場合に於て条約批准に依り確定的の義務を

負ふは憲法上不能とする所である故に相手方なる乙国も之を強ゆる意思なきものと推定しなればならぬ即ち乙国は甲国に確定的の義務を負はして憲法上不能の行為を為さしむるを欲せざるものと看做すべきものである結果条件附の義務を負はせる意思あるに過ぎないと云ふ之を要するに甲国は条件附の義務を負ふの意思あり乙国にも亦た条件附の義務を負はせんとの意思あり双方条件附の考えがありしものなるを以て縱令其の条約文面上明言がなくとも条件附の権利義務を生ぜしめたものと云はねばならんと云ふのが条件説の大体でありまして唯今私の述べたのは恐らく条件説の最も完全なる形に於けるものであると信じます此の条件附条約であると云ふ論拠が立つとすれば此の問題は消極に決するのは言を俟たん話でありますからそれは略します

次に積極論者の説明に移りますが積極論者は先刻も申しました通り双方の意思を証明するの責任がないのでありますて普通の討論会に於きましては積極論者が先づ証明を為す所の責任を荷ふのでありますけれども此の問題では違ふのでありますて、それは畢竟条約の解釈の原則より來るのであります……デ一体私が此の問題を撰びましたのは抑も趣意のある事で一つには国際法と國法との関係を研究するに付て太甚だ便宜であるからである今一つの理由は余り此の問題に付て論じたものが国際法の本にないからで、国際法の書物にあることは大概一定して居つて議論の余地がないものが多い又否らざる部分に付ては種々外国の本を引きズリ出して調べなければならん事が大変面倒であり

ますから困る、此の問題はソウ云ふことはない殊に諸君は国法学の講義などで之に關する講義を聽かれたことがあるだらうと思ひます兎に角主として國法と国際法との關係が注意出来るソコで積極論者が國法と国際法との關係に付て説を立て、曰ふのですが先づ其の立脚点として國法と国際法は別ものである抑も國法は一個の国家の意思で出来るもので其の国家の成立や又た機関の権限やなぞを規定する即ち国家と人民との關係、公法上の團体と人民との關係を定むる獨乙の「スターツ、レビト」……公法上の意味を有する然るに国際法は其の基因に於ても其の主體に於ても全く國法とは異なりまして国際團体の各國家の意思か相一致して始めて出来る國法か単独の国家の意思で成立するとは大に趣きを異にするのでありますて又た国際法の主體は交戦主體なることもありますが其の重なるものは国家である國法の如く人民が主體であると云ふことはない此の如く国際法と國法とは其の基因に於ても主體に於きましても相違がありましてソウして此の根本的の差異からして生する結果と致しましては第一に条約に付て國法上の成立と国際法に於ける効力発生とは異なると云はざるを得ない即ち条約の國法上の効力は一国の法規に依りて定まるものであるけれども国際法上の効力は各國の法規に依らなければならん、故に国際法上成立したる所の条約であつても國法上履行の道がないこともない訳に行かぬのであります

それから又た第二の結果として国際法の規定と國法とが調和を得ないのは怪むに足らないとコウ云ふことで、此点に付ては大

塚君も謂はれましたが之を調和しようとするのが消極論の起る動機とも云ふべきものであり升若し之を調和しない時には非常に悪い結果を生ずると云ふのか条件説……ウー又た協賛義務説の出で来る本である、で条件説になると国法に重きを置いて若し議会の協賛を条件としたのであるとしなければ困るではないかと云ふ、此の条件説の出る原動力に向つて先生（満堂復た微笑）が着眼せられたが今言ふ通り此の調和と云ふことが条件説に付ても協賛義務説に付ても動機となつて居るのであります協賛義務説の方は反対に国法上の効力を軽く見て居るのでモウ条約で約した事は違反することが出来ないから、それで国内法上縦令明文がなくとも議会の方で眼を瞑つて協賛をせなければならぬと云ふ風に国際法の方を立て、国法を動かさんとする傾きがある要するに此の二説は反対ではあるけれども其の根本は調和にあるだらうと思はれる唯だ協賛義務説の方は純粹の国法上の議論であるから之は申上げませぬ、成程国法と国際法とは別ものだとは云ひながら法規……「レビト」と云ふ事は統一して食ひ合はなければいかんと云ふことは当然出て来る考え方で殊に国際法と国内法とを共同の原則で以て説明せんとすることは極めて宜しい事で又た吾々も望む所である乍併国際法は国法とは特別の発達をして居る大塚君も論ぜられた様に二つのものが食ひ合はぬと云ふことは歴史の結果仕方がない、之れを食ひ合はせるには一方に於ては国法の変化、発達を要するし又た一方には国際法の方も変化発達して行つて両方より相近よつて遂に完全になるを俟たなければならん、之れは實に容易なもの

でない故に現今の状態に於ては国際法と国法との衝突は奈何とも可らずと云ふに帰するのであります、尤も現今に於ても此の問題に付ては必らずしも調和の道がない訳ではない条件説の様な無理な事を担ぎ出さないでも調和の出来る方法が幾らもある第一には国法上条約を実施するに付て議会の協賛を経ることを要する國に於ては其の条約の批准をする前に議会の協賛を経て置くので之れは最も良い方法であります第二の方法は条約の明文中に議会の協賛を経ることが条件なることを明言するのである、条約を締結するにはコウ云ふ条件を附ける丈けの余地がある此の余地があるにも拘らす之れを附けなかつたとすれば、それは偶まで条件附なぞの義務は負はずとも済む確定的に負ふても困ることがないと云ふ意思あることを窺ふに足るのであります或は確定的に負ふたのは其国元首の考え違ひであつたかも知れぬ併し苟くも条件でないとすればそれが後日出来ないとした所で其の國の機関の都合で条約を無効にすると云ふことは取り苦い之を要するに国際法と国法とを調和するのは望ましい事ではあるが現今の状態に於て出来ない相談である

国法と国際法とが別ものであると云ふ結果として第三には条約締結当事国的一方は他方の国際法上の意思外表に関する機関の権限又たは其の制限に付て国法上の規定如何を知るの義務は当然出来ぬ、国法と国際法とは別ものである故に特別の理由がなければ国法上の規定を知るの義務はない然らば特別の理由ある場合は果してドウであるかと云ふに先程消極論者の論拠を述べる時に申しました通り意思外表の衝に當る機関の権限又たは

其の制限に付ての国法の規定は三種に分つことが出来る

第一は何人が意思を外表する機関なるやを定むる所の国法上の規定で之れは国際法も度外視せぬ併し国際法は国法を認めざる可らずと云ふ一般的の理由より来るのではなくして苟くも意思外表と云ふものがあるには正当なる権限あるものと認められた者が外表したるものにあらざれば国際法上国家の意思外表でない換言すれば国家の意思外表は果して存するや否や個人の意思外表に止まるか国家の意思外表なるかと云ふ点は國際法上に於ても定めなければならん必要がある然るに其の或人の行為が個人の意思外表なるや将た又た国家の意思外表なるやを見るには国法の規定に依らなければならぬ之れは疑ひない事で誰でも異論はない

第二の場合例へば元首の条約批准権に制限を加へ議会の協賛を経なければならんとか或は又た独逸の憲法にある様に元首が

戦争の宣言をするには「ブンデスラート」聯邦議会の同意を得なければならんと云ふ規定、之れは意思外表其者に加へられたる制限である此の点に付ては必ずしも説が一致して居らぬ私は有力なる説を信じて居るので前に申しました通り何

人が意思外表をする権限あるかは国際法上調べなければならぬ其の結果國法の規定に拠るのであります乍併此の場合は

其の権限に付て制限を加へたのであつて相手国は此の制限を

も知らなければならんかドウかと云ふ事で之れは元首と聯邦議会とが共同して外部に向つて意思を発表するのではなくして意思外表をする者は元首である聯邦議会の同意と云ふこと

は内部の制限に止まるので国際法上の事に非ずそれ故に之を知悉する義務は性質上相手国の負ばぬ所であるとコウ云ふ説で今日最も有力な学説であります積極論者は一に之を探るので当事国の方は他方の意思外表の機関の権限に加へられたる内部の制限は知らないと云ふことが国際法上出来る其の結果例へば独逸皇帝が聯邦議会の同意を経ないで宣戦の布告をしたとすれば国際法上立派な宣戦と云ふことが出来る其の宣戦は無効となることはない、条約の場合に於ても同じ事で批准をするに帝国議会の協賛を要するけれども外部に対する意思外表……即ち批准と云ふ事に付ての内部の制限である故に之を経ないで批准したとしても相手国はそんな事を知るに及ばぬ苟くも元首のした批准なる以上は立派なもので条約は明文通りに効果を生ずるのであります但し本問題の場合は之れとは違ふ

第三に<sup>(マニ)</sup>は意思外表其者に対する制限ではなくして意思外表の結果権利義務が生ずる其の権利義務を履行するに付ての制限である国法上コウ云ふ制限を加へる国がある、之れは第一の場合よりは更に一層内部に入つた制限でありまして本問題は之れに入れることが出来る第二の場合でさへ知るに及ばぬですから此の場合は勿論なので勿論解釈は本問題に付て利用<sup>(マニ)</sup>ぜらる、だらうと思ひます

故に本問題の場合に於て条件附であると云ふ様な説を唱へて当事国的一方は他方の内部の制限、条約履行に関する内部の制限を知らなければならんと云ふには必ずしも其れ丈けの理由を証

明せなければならん一般原則より言ふと国法は国際法と別ものであると云ふ点より此の如き制限を知る義務を有せぬ即ち意思外表の結果に対する制限に関する国法の規定を知らねばならんと云ふ義務は国際法上決してないと云ふのは自然の論結である、此の論結に反して内部の制限をも知らなければならんと謂ふには特別に其の理由を挙げなければならぬ、即ち第一の場合の如く特別の理由があることを第三の場合に於ても証明せなければならんので此の特別の理由は或は慣習法で極まつて居るからと云へるかも知れません現に或学者の如きは之を断言して居る併し此の如き義務が慣習上果して認められて居るが此の証明は事実上難しとする所で殊に各国の国法は實に区々マチマチでありまして或は批准に付て制限して居るものあり或は実施に付て制限し又た或国の国法では条約と云ふものは協賛を経ずして自然法律の効力を生すると云ふことになつて居るのみならず各國の国法上の議論としても定まらぬことが多い日本なら日本にしても解釈が定まつて居らね他の国に於ても同じです要するに各国々法の差異と各国々法の解釈の困難とは實に著しきものであります此事を考へると国際法上条約当事国の方は相手国の機関の制限を知らなければならんと云ふ様な事は酷な事で又た慣習でコウ云ふ義務が認められそうもないのです

是の如く国法と国際法とは別ものであると云ふ立脚点からして第一に国法上の条約の効力と国際法上の効力と相一致せぬことがあるのは已むを得ない第二に国際法の規定と国法の法規とが調和を得ないのも怪しむに足らない第三に国際法上意思外表の

権限に対する国法上の内部の制限は他國は之を知悉するを要せないと云ふ論結を生ず此の第三の論結よりして本問題の如き条約実施の条件として議会の協賛を経なければならんと云ふ国法上の制限ある場合に於ても特別の理由があるにあらざれば相手国は之を知る義務がないと云ふことになる然らば特別の理由があるかと云ふに別段慣習もなきこと故此の上は積極論者の道は滑かなのであります即ち条約解釈の問題に立戻つて来る条約解釈の原則としては反対の事情なき以上は条約の明文に書いてある丈けの意義に解釈すべきものである然るに当事国的一方が条約を実施するに付て議会の協賛を経なければならんと云ふことは其の条約面に書いてなかつたものでありますから之れは矢張原則に照らして条件と云ふことはなきものと解せねばならんとコウ云ふのであります

大体両方の曰ふことはコンナものであります、まだ話したい事があるけれども私も疲れて最早堪えられませんし又時間も遅くなりますから此位にして置きましょう（拍手喝采）

（附記）別に先生の校閲を経たるものに非ざれば誤謬の点多かる可し読者乞ふ恕せよ